

# 1 真の分権型社会の実現

## 1 地方分権改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 政策企画局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 「未来の東京」の実現に向けて改革を押し進めることができるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 地方分権改革の更なる推進のために、「提案募集方式」の制度の見直しを行うこと。
- (3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

### <現状・課題>

地方分権改革は、地域の実情に応じ、地方自治体が自らの判断と責任において、自主的・自立的な行財政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにより、都民生活の向上を図るものである。

これまで二次にわたる地方分権改革において、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが行われ、平成26年度から導入されている「提案募集方式」においても、地方からの提案に対する国の対応方針が示され、累次の地方分権一括法等が施行されるなど、地方分権改革は一定の進展を見せている。

しかし、依然として、地方自治体が条例で定める基準の内容を国が法令で拘束する「従うべき基準」が存在していることに加え、「提案募集方式」についての問題点も明らかになってきている。

また、権限に見合った財源が不可欠であるにもかかわらず、国と地方の税収比率が歳出比率に見合ったものになっていないといった問題もある。

### <具体的要求内容>

- (1) 「成長」と「成熟」が両立し、「人」が輝く明るい「未来の東京」の実現に向けて、前例にとらわれることなく、時代の先を見据えた取組を、自らの判断と責任により主体的に推進できるよう、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

- (2) 「提案募集方式」については、第四次地方分権一括法の附帯決議も踏まえ、地方からの提案を尊重し、政府全体でその実現に向けた取組を強力に推進すること。

提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生の未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすいものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。

また、法改正に伴う政省令の整備に当たっては、条例制定等に必要な期間を確実に確保できるよう、法の成立後、速やかに行うこと。

(3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

## 2 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・政策企画局・主税局)

- (1) 都市の財源を狙い撃ちするのではなく、地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

### <現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。

これまで国は、こうした状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化を進めてきた。

こうした中、令和5年5月29日に財政制度等審議会が取りまとめた建議では、東京への税収の集中が続いており、偏在性が小さい地方税体系の構築が重要である旨の記載がなされている。

しかし、地方税に地方交付税などを加えた人口一人当たりの財源で見れば、東京都は全国平均以下の水準である。また、地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が各々の個性や強みを発揮し自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保することが重要である。

このため、今必要なことは、限られた財源の奪い合いではなく、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、地方税財政制度の抜本的な改革であり、その実現に向けて本腰を入れて取り組むべきである。

また、地方税収の安定的な確保という視点から、消費税収の国と地方の配分割合の見直しについて検討するなど、地方の将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、本質的な議論を進めていくことが必要である。

さらに、これらと合わせ、財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度

について、法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 地方法人課税における税源の偏在是正措置のような都市の財源を狙い撃ちにする制度は、地方分権に反する不合理なものである。限られた財源の奪い合いではなく、地方が果たすべき役割と権限に見合うよう、日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、国・地方間の税財源の配分の見直しを行うこと。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。
- (3) 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、地方交付税の法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むこと。

## 2 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

### <現状・課題>

地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

平成28年度税制改正においては、成長志向の法人税改革の一環として、平成30年4月1日から、法人実効税率が29.74パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

### <具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

### 3 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本の見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

#### <現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

#### <具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
  - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
  - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
  - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

## 4 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

### <現状・課題>

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

- ① 過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。
- ② 還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生ずること。

一方、国では、①・②の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

### <具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

## 5 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

### <現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

### <具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとすること。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

## 6 固定資産税制の改革

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

(1) 土地に係る税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮し、各地方自治体の意見も踏まえた上で対応すること。

(2) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、分かりやすい方法に見直すこと。

あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

### <現状・課題>

(1) 土地に係る固定資産税は、過去の地価の急騰・急落等による税負担の激変緩和や、負担水準の均衡化を図るため、評価制度の見直しや負担調整措置等が行われてきた。その結果、負担水準の均衡化については全国的に相当程度進展してきたが、地価の状況については、全国平均では上昇する反面、一部地域では下落を続けるなど、自治体ごとに大きく異なっている。

(2) 家屋の評価方法は、複雑で精緻過ぎるため、納税者にとって分かりにくいものとなっている。特に、近年都市部において増加している、用途及び構造が複合的で大規模な家屋を評価する場合、仕様、資材の量及び種類が膨大なため、竣工から評価完了までに長期間を要し、その間納税者が固定資産税額を把握できないという課題も生じている。

また、大規模な家屋のうち高層オフィスやタワーマンション等は鉄骨造であるケースが多く、こうした鉄骨造家屋は非常に堅牢な作りであるため、鉄筋コンクリート造と同程度又はそれ以上の長期利用が想定されている。しかし、現行の経年減点補正率において、鉄骨造は、鉄筋コンクリート造等よりも短い耐用年数が設定されており、現在の建築技術が反映されていない。

このような家屋は他の大都市でも建築されていることなどから、東京のみならず大都市に共通する課題であると考ええる。

### <具体的要求内容>

(1) 土地の税負担の在り方を検討する際には以下のとおり適切に対応すること。

① 負担調整措置や各種特例など土地の税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や、自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮し、各地方自治体の意見も踏まえた上で対応すること。

② 商業地等の税負担を緩和するため、商業地等の条例減額制度を継続すること。また、住宅用地等の税負担の急増を抑えるため、住宅用地等の条例減額

制度を継続すること。

(2) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。

あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

## 7 新たな国際課税ルールの方定に係る税収の適切な帰属

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・財務局)

国際課税制度の見直しに伴う税収については、不交付団体も含む全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

### <現状・課題>

経済のデジタル化の下、事業を行う上で必ずしも物理的拠点を必要としないデジタル企業等に対して、市場国において十分に課税ができないという状況が生じている。また、多国籍企業グループ内の無形資産の移転が容易になる中で、低い法人税率や優遇税制を有する軽課税国へのB E P S (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) リスクが増大していることも課題となっている。

こうした問題の解決に向けて、O E C Dは新たな国際課税のルールを策定し、令和3年10月、136か国・地域による最終合意に至ったところである。この合意は、200億ユーロ超の売上高と10%超の利益率を確保する多国籍企業を対象に、グローバルな事業利益から通常利益を除いた利益の25%を市場国に配分するという第1の柱と、売上高7.5億ユーロ以上の多国籍企業に対し世界共通の最低法人税率15%を導入するという第2の柱からなる。国内の法制度の整備に関しては、令和5年度与党税制改正大綱において、第2の柱について令和6年4月から順次導入することとされた。

他方で、第1の柱については、今後策定される多数国間条約等の規定を基に、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討することとされた。

国際課税制度の見直しに伴う税収については、以下の理由から、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきであり、地方分の税収は、全ての地方自治体(不交付団体も含む)に適切に帰属させるべきである。

- ・第1の柱において、市場国間の配分基準である「売上」は、国及び全ての地方自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っており、増収分は適切な基準により全ての自治体に帰属させるべきこと
- ・現在法人二税を課されている法人が、第1の柱の適用を受けることとなった場合、利益の一部が市場国に配分され、個々の地方自治体の減収が見込まれることから、一方的な減収とならないよう、我が国における増収分について適切に取り扱うべきこと

### <具体的要求内容>

国際課税制度の見直しに伴う税収には、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきである。地方分の税収については、第1の柱の配分基準である「売上」が

地方自治体が整備する社会インフラを基盤としていること等を踏まえ、不交付団体も含む全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

## 8 「ふるさと納税」制度の見直し

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

### <現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成20年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化に資する面もある一方で、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いているなど、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。

また、居住地ではない地方自治体への寄附により、自らが居住する地方自治体の住民税から控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担という地方税の原則に照らしても適当ではない。加えて、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっているため、返礼品と相まって、高所得者ほど「ふるさと納税」を事実上の節税対策として活用することが可能であり、公平性の観点からも問題がある。

さらに、平成27年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する制度であり、税収減については地方交付税により補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減が転嫁されている問題もある。

こうした中、国は、令和元年度税制改正において、返礼品について、返礼割合3割以下の地場産品に限るなど一定の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない。

### <具体的要求内容>

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

## 9 税務行政におけるデジタル化推進

### 1 ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省・国税庁)  
(都所管局 主税局)

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

#### <現状・課題>

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへの入力作業など、様々な事務負担が発生している。また、事業者にとって、地方自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続が、大きな負担となっている。この状況を解消するためには、ICTを活用して情報連携を進めていくことが必要である。

こうした認識のもと、都では、バックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）の実現を含む2030年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン2030－更新版－」を策定し、検討を進めている。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

このような課題がある中、総務省が主体となり、地方自治体の税務システムについて標準化の検討が進められており、「税務システム等標準化検討会」では、令和4年8月に「税務システム標準仕様書【第2.0版】」が策定された。また、デジタル庁において、他の行政機関等との連携要件について検討が進められており、令和4年8月に「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」が策定された。

今後の円滑な情報連携を推進していくためには、地方自治体の意見を踏まえ、行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等を行うことが必要である。

#### <具体的要求内容>

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、法整備をはじめとした環境整備を行うこと。

## 2 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

### <現状・課題>

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても「主税局ビジョン2030－更新版－」を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）」を利用して一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成17年8月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成30年度税制改正により、大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、令和2年12月に総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、令和5年度末までに利用率を85%（将来的には100%）とする目標が設定されていることから、普及促進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年10月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入されたことで、キャッシュレス納税が可能となり、納税者、金融機関及び各地方自治体等の事務負担が軽減されている。

当初、対象税目は法人二税など申告税目を中心であったが、令和5年4月からは、賦課税目である固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を含め、全税目が対象となり、利便性の向上が図られている。

しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要があり、納税者の利便性を一層向上させるためには、通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みの構築、eLTAX・マイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。また、電子化に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

### 3 評価額情報の活用による利便性向上

(提案要求先 総務省・法務省)  
(都所管局 主税局)

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

#### <現状・課題>

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等に記載された評価額により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約30万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっていると同時に、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

#### <具体的要求内容>

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

## 4 住民基本台帳ネットワークシステムの情報提供機能の強化

(提案要求先 デジタル庁・総務省)

(都所管局 主税局)

本人確認情報に関する情報連携を強化するため、必要な環境整備を行うこと。

### <現状・課題>

令和3年にデジタル改革関連法（注1）が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーの実現により国民負担を軽減し、行政コストを削減する観点から、行政機関間の情報連携の徹底が必要との方向性が示された。

複数の行政機関に対して行う住所変更等の手続きにおいて一度の申請で完了できるワンスオンリーの実現に向けては、申請された本人確認情報（注2）が、必要とされる行政機関に対して常に共有され、最新の情報に保たれる仕組みが必要である。

現在、都道府県の税務事務では、本人確認情報の更新に際して主に住民基本台帳ネットワークシステムが活用されており、都道府県が全国サーバーに照会することにより、必要な本人確認情報の提供を受ける方式となっている。このため都道府県では、全国サーバーから本人確認情報の提供を受けるまで納税者等の最新情報を把握できず、また住所異動等全ての納税者等の情報を最新の内容に更新するためには、納税者等の情報全件を対象として全国サーバーに順次照会しなければならず、こうした事務に膨大な時間が掛かっている。

このように、納税者等の情報を即時に把握できないことによって、証明書交付時の本人確認に時間が掛かることや、同一内容の書類を複数の行政機関に提出する必要が生じていること、納税通知書の返戻など、行政機関及び納税者等の双方にとって負担や不利益が生じている。

このような課題がある中、国の「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」においてプッシュ型通知について検討は行われたものの、利用する行政機関のニーズや費用対効果を踏まえ、引き続き検討を深める必要があるとの結論に留まっている。

また、プッシュ型通知による本人確認情報の連携を円滑に進める上では、住民基本台帳ネットワークシステムと都道府県の税務システムで扱うことができる文字の範囲を一致させるなど、文字情報を効率的に授受できる仕組みが必要となる。

現在、国の「地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会」において、地方自治体のシステムで使用する文字要件については検討が行われているが、プッシュ型通知による効率的な情報連携の実現に向けては、住民基本台帳ネットワークシステムの文字要件も検討対象に含める必要がある。

### <具体的要求内容>

住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の実現や文字要件の整理等、本人確認情報の連携強化に向けて必要な環境整備を行うこと。

(注1) デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)、デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和3年法律第39号)、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)の6本の法律から構成される。

(注2) 住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー、住民票コード及びこれらの変更情報

## 5 税務システムの庁舎外での活用の推進

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

納税者サービスの向上及び税務行政の効率化を図るため、各自治体が講じるべき適切なセキュリティ対策を示すなど、庁舎外における無線LANによる税務システムのオンライン利用を可能とすること。

### <現状・課題>

地方自治体が運用する税務システムは、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においてマイナンバー利用事務系に位置付けられ、無線LANの利用は禁止と明記されており、各自治体が無線LANの活用にあたり講じるべき適切なセキュリティ対策が示されていない。庁舎外における無線LANによる税務システムのオンライン利用が可能となるようにするためには、閉域モバイル網やシンクライアントの活用など、各自治体が講じるべき具体的なセキュリティ対策が示されることが必要である。

現在、無線LANが利用できないことにより、税務システム内のデータを庁舎外でリアルタイムに活用できておらず、現場での実査を伴う税務調査等においては、事前に税務システムから出力して用意した、紙の調査資料を持ち出して対応に当たっている。その結果、納税者からの想定外の間合せや追加の調査事項が生じた場合、即時対応が困難であり、改めて納税者の日程を確保して対応しなければならない。迅速で柔軟な対応による納税者サービスの向上の妨げとなっている。また、税務職員側においても、調査先等で作成した紙の資料を帰庁後に税務システムに改めて入力するなど、非効率な作業が生じている。

無線LANによる税務システムのオンライン利用が可能となり、モバイル端末を活用した税務調査等の事務が行えるようになれば、庁舎外から必要な税務情報に随時アクセスし、納税者ニーズや現場で新たに発生した事務に対してきめ細かな対応が可能になるなど、納税者サービスの向上とともに、税務行政の効率化に資することができる。

### <具体的要求内容>

納税者サービスの向上及び税務行政の効率化を図るため、各自治体が講じるべき適切なセキュリティ対策を示すなど、庁舎外における無線LANによる税務システムのオンライン利用を可能とすること。